

川崎市障害者生活支援・地域交流事業実施要綱

25川健障計第1299号

平成26年 3月 5日

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 本要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条に規定する障害児者（以下「障害者等」という。）及びその家族が地域で自立した生活を送ることができるように、地域生活支援拠点の推進に向けて、拠点型通所事業所に日常生活の見守り、地域生活に必要な支援、コミュニケーション支援、地域住民・ボランティアに対する事業等の機能を併設し、実施する川崎市障害者生活支援・地域交流事業（以下「生活支援・地域交流事業」という。）についての必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は川崎市（以下「市」という。）とし、事業の一部を障害福祉サービスを運営する社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に委託し、実施することができるものとする。

(目的)

第3条 生活支援・地域交流事業は、地域で障害者が生活を送るための相談支援を行う者（以下「地域生活支援員」という。）が、障害の特性を踏まえて社会適応力や生活力を高めるための支援を行うとともに、地域住民によるボランティアを育成し、協働することで、障害者等の地域生活支援の担い手の充実を図ることを目的とする。

(対象者)

第4条 生活支援・地域交流事業の対象者（以下「利用者」という。）は、市内に居住し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 特別支援学校等を卒業する予定の者及び卒業した者
- (2) 障害者支援施設等又は精神科病院等から退所・退院しようとする者又は退所・退院した者
- (3) 拠点型通所事業所の所在区及びその近隣に在住する者
- (4) 拠点型通所事業所の利用者及び利用を希望する者

(支援の対象地域)

第5条 支援の対象地域は生活支援・地域交流事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）の所在区及びその近隣を基本とする。ただし指定した地域以外からの利

用相談を制限するものではない。

(支援の内容)

第6条 地域生活支援員は、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 訪問による生活支援・見守り
- (2) 地域生活に必要な衣食住、健康管理、消費生活、余暇活動等に関する支援
- (3) 対人関係の調整や職場・関係機関等との連絡調整などのコミュニケーション支援
- (4) 短期入所利用希望者の相談、利用調整等のコーディネート
- (5) 法第5条第18項に定める計画相談支援及び地域相談支援
- (6) 地域住民ボランティアの育成・活動支援
- (7) 障害者等と地域住民ボランティアの交流支援
- (8) 災害時における避難計画作成等に関する支援
- (9) 地域生活支援拠点が有する機能の充実
- (10) 地域生活支援拠点における緊急対応

(実施体制)

第7条 実施施設の長（以下「施設長」という。）は、実施施設内に利用者の相談等に対応できる場を確保するとともに、夜間・休日等の緊急時にも対応可能な連絡体制を整備する。

2 地域生活支援員は、実施施設の他の職員と連携して事業を実施する。

(地域生活支援職員の配置)

第8条 地域生活支援員の配置は3人とし、そのうち1人は、相談支援専門員の資格を有するとともに、障害特性を踏まえた支援を行うことができる専任の常勤職員とする。

(従事者の責務)

第9条 地域生活支援員及び実施施設の他の職員は、この職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 地域生活支援員は業務の実施にあたって実施施設の名称等を明記した身分証明書等を携帯しなくてはならない。

3 地域生活支援員は、事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、支援技術の向上を図るための研鑽に努めなければならない。

(利用者の把握)

第10条 地域生活支援員は区地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)等と協力して対象地域の支援が必要な障害者の把握に努めなければならない。

- 2 障害者等やその家族及び関係機関からの利用相談があった場合は、地域生活支援員の支援内容について説明しなければならない。なお、その内容は障害者等に配慮したものとする。

(利用者の登録等)

第11条 実施施設は、原則として支援を希望する障害者等の申請に基づき、利用者の登録を行う。

- 2 利用者の登録は、利用者の実施施設の利用経験の有無にかかわらず自立生活の支援を適切かつ円滑に実施することを目的として行う。
- 3 地域生活支援員による支援を希望する障害者等が実施施設に提出する申請書類は、実施施設ごとに定めるが、その内容は障害者等に配慮したものでなければならない。

(生活状況の把握)

第12条 地域生活支援員は、登録した利用者のほか、必要に応じてプライバシーを損なわない範囲で関係者等から生活状況等を聴取し、現況の把握を行う。

(支援内容の決定)

第13条 支援の内容は、利用者、地域生活支援員、区地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)等が協議し、利用者の理解と同意を得て決定する。

- 2 地域生活支援員は地域生活支援計画書を作成し、施設長の決裁を受けなければならない。
- 3 地域生活支援計画書の内容は、本人の障害状況、生活状況等に応じて個別に定め、必要に応じて又は一定期間ごとに見直しを行わなければならない。

(記録の保管)

第14条 実施施設は、本事業の実施にあたり相談記録等を整備し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(費用の負担)

第15条 地域生活支援員による支援に要する費用は原則として無料とする。ただし、本事業において必要と認められる経費(交流事業における原材料費等)については利用者に負担を求めることができる。

(関係機関との連携)

第 16 条 実施施設は、事業の実施について、区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、拠点型通所事業所、相談支援機関等と連携を密にし、利用者への支援が円滑かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(連絡会)

第 17 条 市長は、実施施設の支援の質の向上を図るため、相談支援機関等の関係機関と必要に応じて連絡会を開催する。

(書類の整備等)

第 18 条 実施施設は当該事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、事業年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(報告と検査)

第 19 条 実施施設は毎月 10 日までに、前月分の実績報告書と新規利用者の支援計画書を市長へ報告しなければならない。

2 実施施設は年度終了後 50 日以内に市長に対し実績報告書を提出しなければならない。

(調査権)

第 20 条 市長は、必要があると認めるときは、実施施設に対して経理又は支援の状況等について調査をすることができる。

(苦情解決)

第 21 条 実施施設は、事業に関する苦情に対応するために、次の事項を遵守し、その解決に努めなければならない。

(1) 提供した支援に関する対象者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の措置を講じること。

(2) 提供した支援に関する川崎市からの文書又はその他の物件の提出、提示もしくは照会に応じるとともに、対象者からの苦情に関する川崎市等が行う調査に協力し、川崎市等からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこと。

(再委託の禁止)

第 23 条 本要綱に定める事業の実施については、再委託は認めない。

(委任)

第24条 この要綱に定めのない事業の実施については、健康福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。